

宮城県

特定大規模集客施設の立地の誘導等による  
コンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例  
逐条解説

平成26年7月 第4版

## 目 次

前 文	P.1
第1条（目的）	P.2
第2条（定義）	P.3
第3条（県の責務）	P.9
第4条（基本方針）	P.10
第5条（市町村の長の申請に基づく立地誘導地域等の指定手続等）	P.11
第6条（特定大規模集客施設の新設に関する届出等）	P.13
第7条（適用除外）	P.19
第8条（変更の届出）	P.21
第9条（中止の届出）	P.24
第10条（説明会の開催等）	P.26
第11条（市町村の長等の意見等）	P.28
第12条（知事の意見等）	P.31
第13条（知事の勧告等）	P.33
第14条（着手制限）	P.35
第15条（公表）	P.37
第16条（営業開始の報告）	P.38
第17条（集客施設の設置者による地域貢献活動の実施）	P.39
第18条（地域貢献活動計画）	P.40
第19条（地域貢献活動計画の作成に当たって配慮する事項）	P.42
第20条（地域貢献活動計画の変更）	P.43
第21条（実施状況の報告）	P.44
第22条（市町村が制定する条例との関係）	P.45
第23条（審議会の設置等）	P.46
第24条（組織等）	P.47
第25条（会長）	P.47
第26条（会議）	P.48
第27条（運営に関する事項）	P.48
第28条（報告の徴収）	P.49
第29条（委任）	P.50
附 則	P.51

## 前 文

藩政時代から続く由緒ある仙台七夕まつりに代表されるみやぎの伝統文化は、その多くが「まち」である中心市街地を舞台とし、そこに暮らす様々な人々によって支えられ、今日まで伝えられてきた。「まち」は単なる住居や商業施設等の集まりではなく、人々が集い、心が触れ合う場であり、それ自体が地域の特性を表す文化の一つの形態でさえあった。

しかしながら、自動車交通の発達、都市機能の拡散、大規模な集客施設の郊外立地等により中心市街地の空洞化が進み、「まち」が衰退しつつある。さらに、地球的規模の環境問題の顕在化、少子高齢化の進展といった社会経済情勢の急速な変化への対応も喫緊の課題である。

今こそ、政策の変革が必要である。環境への負荷が少なく、人に優しく、にぎわいのある「まちづくり」を推進するための第一歩として、何よりも人々の集う施設を「まち」に誘導するとともに、人々の集う施設を設置している者による「まちづくり」活動を促進することが重要である。

ここに、市町村の区域を超えた広域的な見地による特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導、地域貢献活動の促進等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定する。

## 趣 旨

前文は、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例（平成21年宮城県条例第1号。以下「条例」という。）の制定に関する考え方を述べたものです。

この条例は、自動車交通の発達や都市機能の拡散といった社会を取り巻く様々な環境の変化等を背景として「まち」が衰退しつつあるなか、宮城県議会においてまちづくり調査特別委員会（平成19年7月4日から平成20年7月1日まで）及び景観保全・まちづくり調査特別委員会（平成20年7月2日から平成21年7月6日まで）が設置され、これら特別委員会での調査・検討を経て、平成21年2月定例会において条例案が特別委員会より提案され、制定されたものです。

(目的)

第1条 この条例は、コンパクトで活力あるまちづくりを推進する上で特定大規模集客施設の立地場所及び地域貢献活動が<sup>(1)</sup>特に重要であることにかんがみ、<sup>(2)</sup>市町村の区域を超えた広域的な見地による特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導、地域貢献活動の促進等に関し必要な事項を定めることにより、<sup>(3)</sup>活力ある地域経済の発展を図り、及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

趣 旨

本条は、本条例の目的を明らかにしたものであり、条例全体の解釈の指針となるものです。

本条例は、多くの人々を広い地域から集めることや立地に伴い追加的なインフラ整備が必要となるなど、特定大規模集客施設の立地が立地場所周辺だけではなくまちづくりに広域的な影響を及ぼすと考えられることに着目し、コンパクトで活力あるまちづくりを推進するため、その立地誘導地域への立地の誘導と、地域貢献活動の促進に関し必要な事項を定め、活力ある地域経済の発展を図り、及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的としています。

解 説

- 1 特定大規模集客施設は、生活利便施設として重要な役割を果たしている一方で、まちづくりに広域的に影響を与える可能性があり、その分散的な郊外立地は都市構造の形成に大きな影響を与えることから、その立地場所を特に重要としているものです。  
また、近年、企業を取り巻く環境が大きく変化するなか、企業がよって立つ社会に対する役割がますます重要になってきています。都市機能の一つとして多くの人を集める集客施設については、消費者・生活者である地域住民と密接なかかわりを有し、まちづくりや地域コミュニティ等への影響を及ぼすことから、本条においては、その中でも大きな影響を与える可能性のある特定大規模集客施設の設置者による地域貢献活動について、特に重要としているものです。
- 2 「市町村の区域を超えた広域的な見地」とは、特定大規模集客施設が立地する市町村だけではなく、周辺の市町村のまちづくりに与える影響も考慮する観点をいいます。
- 3 「活力ある地域経済の発展を図り、及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築」とは、立地誘導により特定大規模集客施設が多くの県民にとって利用しやすい中心市街地に立地し、さらに地域貢献活動の促進により集客施設が地域社会と調和を図っていくことによって、コンパクトで活力あるまちづくりを推進し、地域経済ににぎわいをもたらすとともに、環境への負担を少なくすることにより、将来の世代にわたってその生活の質や快適性を維持・向上させ続けることができるような持続的な発展を可能とする地域社会を構築することを目指すことを述べたものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンパクトで活力あるまちづくり 地域の特性、伝統及び文化を生かし、地域の生活環境の保持に配慮しつつ、特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導並びに<sup>(1)</sup>道路、上下水道その他の公共施設の有効活用及び適切な配置誘導をすることにより<sup>(2)</sup>環境への負荷が少なく、暮らしやすく、及びにぎわいのある地域社会を構築することをいう。
- (2) 集客施設 <sup>(3)</sup>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で規則で定めるものに供する建築物をいう。
- (3) <sup>(4)</sup>特定大規模集客施設 集客施設 <sup>(5)</sup>一の集客施設として規則で定めるものを含む。であって、<sup>(6)</sup>集客施設の用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。以下同じ。)の<sup>(7)</sup>床面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第三号の規定により算定された床面積をいう。以下同じ。)の合計が一万平方メートルを超えるもの<sup>(8)</sup>又は集客施設の<sup>(9)</sup>店舗面積(大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第一項の店舗面積をいう。以下同じ。)の合計が六千平方メートルを超えるものをいう。
- (4) 地域貢献活動 コンパクトで活力あるまちづくりの推進に寄与する活動で、集客施設を設置している者(国及び地方公共団体を除く。以下「集客施設の設定者」という。)が、当該集客施設が所在する地域において行うものをいう。
- (5) 立地誘導地域 次のいずれかに該当する地域又は区域をいう。
  - イ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の<sup>(10)</sup>近隣商業地域及び商業地域。ただし、<sup>(11)</sup>特定大規模集客施設が立地することによりその市町村におけるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域として、<sup>(12)</sup>市町村の長の申請に基づいて知事が指定した地域(以下「立地誘導除外地域」という。)を除く。
  - ロ 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第十六条第一項に規定する<sup>(13)</sup>認定中心市街地の区域又は同法第六十五条第一項に規定する<sup>(14)</sup>第二種大規模小売店舗立地法特例区域
  - ハ <sup>(15)</sup>特定大規模集客施設が立地することによりコンパクトで活力あるまちづくりを促進すると認められる地域として、<sup>(12)</sup>市町村の長の申請に基づいて知事が指定した地域<sup>(16)</sup>その他規則で定める地域
- (6) 土地利用関係計画 次に掲げるものをいう。
  - イ 市町村が定めるその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想(当該基本構想を具体化するための総合的な計画を含む。)のうち土地利用に関する部分
  - ロ 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第七条第一項の都道府県計画、同法第八条第一項の市町村計画又は同法第九条第一項の土地利用基本計画

ハ 都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針又は同法第十八条の二第一項の基本方針

ニ 中心市街地の活性化に関する法律第九条第十四項の認定基本計画

ホ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項又は同法第九条第一項の農業振興地域整備計画

ヘ (17)その他土地利用に関する計画で規則で定めるもの

(7) 立地市町村 第六条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の<sup>(18)</sup>所在地の属する市町村をいう。

(8) 隣接市町村 立地市町村に隣接する市町村をいう。

(9) 新設届出者 第六条第一項の規定による届出をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）をいう。

(10) 変更届出者 第八条第一項の規定による届出をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）をいう。

(11) 新設届出者等 新設届出者又は変更届出者をいう。

## 趣 旨

本条は、本条例において使用する用語の定義について定めるものです。

## 解 説

1 「道路、上下水道その他の公共施設の有効活用」とは、既存の社会資本を維持・更新しながら効果的（効率的）に利用することをいいます。

2 「環境への負荷が少なく」とは、公共交通機関の利用を促進するとともに、開発による環境負荷を最小限に抑えるようなまちづくりを行う観点をいいます。

3 「その他これらに類する用途で規則で定めるもの」は、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成21年宮城県規則第49号。以下「規則」という。）第2条で定めています。

### (集客施設)

**第2条 条例第二条第二号の規則で定める用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所とする。**

なお、集客施設としてそれぞれ定める用途に関する具体的な施設例については、次のとおりです。

### ○ 集客施設に該当するものの例

用途	具体的な施設例
劇場	音楽ホール 演劇ホール 多目的ホール
映画館	映画館（シネマコンプレックスを含む。）

演芸場	寄席等の演芸場
観覧場	客席のある総合体育館 スタジアム(屋外観覧場を含む。)
店舗	物販店舗 サービス店舗(銀行のATM及びクリーニング店を含む。)
飲食店	レストラン 喫茶店
展示場	イベント施設 メッセ
遊技場	マージャン店 パチンコ店 ゲームセンター アミューズメント施設 大規模テーマパーク カラオケボックス
勝馬投票券発売所	競馬券売場
場外車券売場	競輪及びオートレースの競走場外の券売場
場内車券売場	競輪及びオートレースの競走場内の券売場
勝舟投票券発売所	競艇の券売場

○ 集客施設に該当しないものの例

用途の例	備考
ホテル 旅館	
病院 診療所	クリニックを含む。
学校 図書館 博物館 美術館	
体育館 水泳場 ボーリング場 ゴルフ練習場	ただし、客席を設けているものは、観覧場として取り扱う。
学習塾 華道教室 囲碁教室 英会話教室	
キャバレー ナイトクラブ ダンスホール	
事務所	

4 まちづくりに広域的な影響を及ぼす可能性があるという観点から、基本的には、いわゆるまちづくり三法の改正等が行われた際に立地規制された、床面積の合計が一万平方メートルを超える大規模集客施設(特定大規模建築物)を立地誘導の対象としていますが、宮城県においては、この大規模集客施設に該当する施設の大半が小売店舗であり、これら小売店舗の大規模小売店舗立地法における届出状況に照らしてみると、大規模集客施設とされた施設の下限である床面積一万平方メートル程度の施設については、おおむね店舗面積が六千平方メートル程度であったため、店舗面積について別途六千平方メートル超という基準を設け、併せて「特定大規模集客施設」としているものです。

5 「一の集客施設として規則で定めるもの」は、規則第3条で定めています。

**(一の集客施設)**

**第3条 条例第二条第三号の一の集客施設として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。**

(1) 屋根、柱又は壁を共通にする集客施設(当該集客施設が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられた

**それぞれの部分)**

**(2) 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の集客施設**

**(3) 一の集客施設（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの**

規則第3条第1号は、屋根、柱又は壁を共通にする一つの建物を、原則として一の集客施設と規定するものです。

ただし、その例外として、その建物が公共の用に供される施設によって二つ以上の集客施設に隔てられている場合には、それぞれの部分が一の集客施設となります。例えば、駅の両端に小売店舗がある場合は、各々の小売店舗は駅舎と一体となって屋根、柱又は壁を共通にする一つの建物になっていますが、公共の用に供される施設（駅の通路）によって隔てられているため、各々の小売店舗がそれぞれ一の集客施設となります。

なお、次の条件を満たす場合に、道路その他の施設が「公共の用に供される」と判断されます。

(1) 来客以外の通行人が相当数を占めるもの

(2) 周辺の集客施設の営業時間以外（開店時刻以前又は閉店時刻以降）も通行可能であるもの

同条第2号は、公共の用に供される道路等によって隔てられている別々の建物であっても、地下や上空の専用通路によって接続されている場合には、一の集客施設とするものです。

なお、専用通路か否かは、管理権の所在、利用者の内訳、建設目的等を総合的に考慮して判断することとなります。

同条第3号は、公共の用に供される道路等によって区画された一つの敷地の中の複数の建物を、一の集客施設とするものです。

これは、例えば駐車場を共有し、公道を介さずそれぞれの店への行き来が可能な複数棟で構成されたショッピングセンターについては、それぞれの建物が一の集客施設とその附属建物の関係となることから、所有・管理の主体が同一人であるか否かを問わず、それらを併せて一の集客施設とするものです。

6 「集客施設の用途に供する部分」とは、店舗、飲食店等の集客施設の用途として使用される部分及びその用途の機能を果たすに当たって不可分な部分をいいます。

したがって、売場など用途に使用される部分のほか、通路、バックヤード、荷さばき施設、廃棄物等保管施設、集客施設運営のための事務室、トイレ、厨房等が含まれることとなります。

なお、集客施設に附属する駐車場は含まれません。

7 「床面積」とは、建築基準法施行令に規定する建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。



- 8 集客施設の用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超える場合又は集客施設の店舗面積の合計が六千平方メートルを超える場合の双方又はどちらか一方に該当する場合は、特定大規模集客施設に該当することになります。
- 9 「店舗面積」とは、大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定される小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいい、バックヤード、荷さばき施設、廃棄物等保管施設、集客施設運営のための事務室、トイレ、厨房等は含みません。
- 10 近隣商業地域及び商業地域については、特定大規模集客施設の中核的機能と想定される商業・業務機能やサービス業務機能について、それらの施設の立地・集積を図る方針が示されている地域であることから、立地誘導地域とされています。
- 11 「特定大規模集客施設が立地することによりその市町村におけるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域」は、商業地域や近隣商業地域の用途指定がなされているものの、現状では特定大規模集客施設の立地を想定した道路等の基盤整備がなされていない地域等が想定されます。
- 12 第5条第1項の規定による申請に基づき知事が指定した地域を指します。
- 13 要件の一つとして、「相当数の小売業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地」と定義されていることから、立地誘導地域とされています。
- 14 中心市街地の疲弊が進んでいる大きな要因の一つが商業機能の郊外移転を背景とする中心市街地の商業機能の低下であることを考慮し、大規模小売店舗の迅速な立地による中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域であることから、立地誘導地域とされています。
- 15 「特定大規模集客施設が立地することによりコンパクトで活力あるまちづくりを促進すると認められる地域」は、市町村の土地利用関係計画において立地を促進する方針が示されている地域であって、特定大規模集客施設の立地を想定した道路等の基盤整備がなされ、将来的に用途地域の変更により商業地域や近隣商業地域になることが見込まれる地域等が想定されます。
- 16 「その他規則で定める地域」は、規則第4条で定めています。

**（特定大規模集客施設が立地することによりコンパクトで活力あるまちづくりを促進すると認められる地域）**

**第4条 条例第二条第五号ハの規則で定める地域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域のうち開発整備促進区**

(同法第十二条の五第四項に規定する開発整備促進区をいう。)で同条第二項第一号に掲げる地区整備計画が定められているものの区域(当該地区整備計画において同法第十二条の十二の土地の区域として定められている区域に限る。)とする。

17 「その他土地利用に関する計画で規則で定めるもの」は、規則第5条で定めています。

(土地利用に関する計画)

第5条 条例第二条第六号への規則で定める土地利用に関する計画は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の地域森林計画及び同法第十条の五第一項の市町村森林整備計画とする。

18 「所在地の属する市町村」とは、特定大規模集客施設及び第6条第1項第3号で定める「これに附属する規則で定める施設」の敷地が所在する市町村をいいます。

なお、複数の市町村の境界に位置することとなる場合には、集客施設の用途に供する部分の床面積がより多く属する方の市町村をいいます。

## 第一章 総則

### (県の責務)

**第3条** 県は、コンパクトで活力あるまちづくりを推進するため、<sup>(1)</sup>市町村との緊密な連携を図りつつ、市町村の区域を超えた広域的な見地により特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地を誘導し、及び地域貢献活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

### 趣 旨

本条は、コンパクトで活力あるまちづくりを推進するに当たっての県の責務を定めるものです。

なお、地方分権の観点から、県の条例において市町村の責務を規定することは望ましくないものと考えられることから、本条例では市町村の責務は規定していません。

### 解 説

- 1 まちづくりを推進する主体は、第一義的には基礎的自治体である市町村と考えられることから、県は、コンパクトで活力あるまちづくりを効果的に推進するため、市町村との緊密な連携を図っていくことを定めたものです。

(基本方針)

第4条 知事は、市町村の区域を超えた広域的な見地からコンパクトで活力あるまちづくりを推進するため、特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向

(2) 特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導に関する施策についての基本的な事項

(3) 地域貢献活動の指針となるべき事項

3 知事は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、(1)あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、(2)遅滞なく、これを公表しなければならない。

趣 旨

本条は、コンパクトで活力あるまちづくりを推進するため、知事が特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する基本的な方針を定めなければならないこと及びその手続を定めるものです。

解 説

1 基本方針は、本条例に基づく具体的な施策を実施するに当たっての指針となるものであり、公平・公正・慎重に意思決定をすべきであることから、あらかじめ宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会（第23条。以下「審議会」という。）の意見を聴くこととしています。

2 基本方針は、コンパクトで活力あるまちづくりを推進するに当たっての県の基本的な考え方を示したものであり、また、市町村等が本条例に基づく意見を述べる際の指針となるものでもあることから、遅滞なく公表しなければならないこととしています。

なお、公表の方法は、規則第6条で定めています。

(基本方針の公表の方法)

第6条 条例第四条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(市町村の長の申請に基づく立地誘導地域等の指定手続等)

- 第5条 市町村の長は、(1)第二条第五号イただし書又は同号ハの申請をしようとするときは、(2)申請書に(2)規則で定める事項を記載した書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、第二条第五号イただし書又は同号ハの指定をしようとするときは、(3)あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会及び関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第二条第五号イただし書又は同号ハの指定をしたときは、その旨を(4)公告するとともに、その旨を当該指定に係る市町村の長及び前項の関係する市町村の長に通知しなければならない。
- 4 知事は、第二条第五号イただし書又は同号ハの指定をしないこととしたときは、その旨を第一項の規定による申請をした市町村の長及び第二項の関係する市町村の長に通知しなければならない。
- 5 (5)第二条第五号イただし書又は同号ハの指定は、第三項の規定による公告によってその効力を生ずる。
- 6 前各項の規定は、第二条第五号イただし書又は同号ハの指定の変更又は解除について準用する。

趣 旨

本条は、知事が市町村の長の申請に基づき立地誘導除外地域及び立地誘導地域を指定する制度等を定めるものです。

条例においては、特定大規模集客施設の立地が望ましい地域として一律に立地誘導地域が設けられていますが、まちづくりの主体である市町村の実情に応じた立地誘導を図る観点から、本条による指定手続が設けられています。

解 説

- 1 立地誘導除外地域（第2条第5号イただし書）又は立地誘導地域（同号ハ）の指定の申請を指します。
- 2 「申請書」及び「規則で定める事項を記載した書類」は、規則第7条で定めています。

(立地誘導地域等指定申請書等)

第7条 条例第五条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申請は、立地誘導地域等指定（変更・解除）申請書（様式第一号）により行わなければならない。

2 条例第五条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定大規模集客施設の立地に関する基本構想
- (2) 申請に係る地域に係る自然的条件及び社会資本、公共交通等の社会的条件
- (3) 特定大規模集客施設の立地の状況

**(4) 特定大規模集客施設の立地を誘導する区域又は誘導しない区域**

**(5) 前各号に掲げるもののほか、特定大規模集客施設の立地の誘導に関し知事が必要と認める事項**

3 立地誘導除外地域又は立地誘導地域の指定については、当該市町村及び関係する市町村のまちづくりに影響を与える可能性があり、公平・公正・慎重に意思決定をすべきであることから、あらかじめ審議会及び関係する市町村の長の意見を聴くこととしています。

なお、「関係する市町村」は、申請を行った市町村の隣接市町村の中から知事が判断します。

4 「公告」の方法は、規則第8条で定めています。

**(公告の方法)**

**第8条 条例第五条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)による公告は、宮城県公報に登載して行うものとする。**

5 立地誘導除外地域の指定がなされた場合、公告のあった日から、当該指定に係る地域内にある土地において特定大規模集客施設の新設を行う場合は、第6条第1項の規定による届出が必要となります。ただし、指定された際既に当該指定に係る地域内にある土地を予定地域として建築確認等に係る申請、届出その他の手続等が行われている場合は除きます(第7条第4号)。

また、立地誘導地域の指定がなされた場合、公告のあった日から、当該指定に係る地域内にある土地において特定大規模集客施設の新設を行う場合は、第6条第1項の規定による届出は不要となります(第7条第1号)。

(特定大規模集客施設の新設に関する届出等)

第6条 (1)特定大規模集客施設の新設(建築物の床面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定大規模集客施設となる場合及び建築物の店舗面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部を小売業(大規模小売店舗立地法第二条第一項の小売業をいう。)を行うための店舗の用に供することにより特定大規模集客施設となる場合を含む。以下同じ。)をする者(2)集客施設以外の用に供し又は供させるためその建築物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、(3)集客施設の用に供し又は供させるためその建築物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。)は、あらかじめ、(4)規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 特定大規模集客施設の名称

(2) 特定大規模集客施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 特定大規模集客施設の新設をしようとする土地(以下「新設予定地」という。)の所在地及びその敷地(特定大規模集客施設及び(5)これに附属する規則で定める施設の敷地をいう。以下同じ。)の面積

(4) 特定大規模集客施設の用途

(5) 特定大規模集客施設の用途に供する部分の床面積の合計

(6) 特定大規模集客施設の店舗面積の合計

(7) 特定大規模集客施設の新設予定地の用途地域(都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域をいう。)

(8) 特定大規模集客施設の新設予定地において行われることとなる(6)土地の区画形質の変更に着手しようとする日及び特定大規模集客施設の新設に係る建築物の新築、改築若しくは増築又は集客施設への用途の変更に係る工事に着手しようとする日

(9) (7)特定大規模集客施設の営業を開始しようとする日

(10) 特定大規模集客施設の一日、一月又は一年当たりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域(当該特定大規模集客施設を利用すると見込まれる者の居住する区域をいう。以下同じ。)並びにそれらの算出根拠

(11) 特定大規模集客施設の新設予定地を選定した理由

(12) (8)その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 前項の規定による届出の内容と基本方針及び(9)県の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由

(2) 前項の規定による届出の内容と(9)立地市町村の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由

(3) 前項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の新設が、(9)集客予定区域の所在する市町村(立地市町村を除く。)における土地利用関係計画の推進に及ぼす影響についての見解及びその理由

(4) 前項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の新設予定地の周辺における公共交通機関の状況及び当該特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況

(5) 第十八条第一項に規定する地域貢献活動計画の概要

(6) (8)その他規則で定める事項

3 (10)第一項の規定による届出は、特定大規模集客施設の新設について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分規則で定めるもの（以下「建築確認等」という。）を要することとされているときは、当該建築確認等に係る申請、届出その他の手続に先立って行うよう努めなければならない。

4 知事は、第一項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を当該届出に係る立地市町村の長及び隣接市町村の長に通知するとともに、当該届出及び第二項の書類の写しを送付しなければならない。

5 知事は、第一項の規定による届出があったときは、速やかに、(11)規則で定めるところにより、当該届出の概要、当該届出のあった年月日及び縦覧場所を公告し、当該届出及び第二項の書類を当該公告の日の翌日から起算して四月間縦覧に供しなければならない。

6 (12)特定大規模集客施設について、当該特定大規模集客施設の営業を開始した日における床面積又は店舗面積を超えて当該特定大規模集客施設の用途に供する部分の床面積又は店舗面積を増加させる場合（規則で定める場合を除く。）は、当該床面積又は店舗面積の増加を特定大規模集客施設の新設とみなす。

## 趣 旨

本条は、特定大規模集客施設を新設する際の事前の届出の制度等を定めるものです。

特定大規模集客施設は、多くの人々を広い地域から集めることや立地に伴い追加的なインフラ整備が必要となることなど、立地場所だけではなくまちづくりに広域的な影響を及ぼす特性を持っていることから、本条例では、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の観点から、事前の届出の手続を設けています。なお、この制度の実効性を担保する観点から、別途、届出の手続が終了するまでの工事に係る着手制限の制度が設けられています（第14条第1項）。

## 解 説

1 「特定大規模集客施設」とは、集客施設であって、集客施設の用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの又は集客施設の店舗面積の合計が六千平方メートルを超えるものをいいます（第2条第3号）。

また、「特定大規模集客施設の新設」には、下記の区分により上記面積を超える場合がそれぞれ該当します。

### ○ 新設の区分

区分	内容
新築	新たに建築物を造ることであり、改築に該当する場合を除きます。
改築	建築物の全部若しくは一部を除去し、又は建築物の全部若しくは一部



	が災害によって滅失した後、引き続き同一敷地内において用途、規模及び構造の著しく異ならない建築物又はその部分を造ることをいいます。
増築	既にある建築物の床面積を増加させることであり、改築に該当する場合を除きます。
用途の変更	集客施設以外の用途に供していた既存の建築物を集客施設の用途に供することをいいます。なお、集客施設の用途を小売店舗以外から小売店舗に変更することにより特定大規模集客施設に該当することとなる場合を含みます。

したがって、空き店舗の活用など特定大規模集客施設であった建物を、増築や用途の変更等を行わずそのまま再利用する場合については、新設にはあたらないこととなります。

一方、工場等の集客施設ではない用途の建物を再利用し、集客施設とする場合については、用途の変更に該当するため、用途変更後のそれぞれの面積が上記の面積の双方又はどちらか一方を超える場合は、新設の取扱いとなります。

○ 用途の変更による場合の届出の要否例		
現状の施設（施行日時点）	計画	届出の要否
(1) 【工場】 延べ床面積 11,000 m <sup>2</sup>	【集客施設】 床面積 11,000 m <sup>2</sup> うち店舗面積 7,000 m <sup>2</sup>	必要
(2) 【工場】 延べ床面積 9,000 m <sup>2</sup>	【集客施設】 床面積 9,000 m <sup>2</sup> うち店舗面積 7,000 m <sup>2</sup>	必要
(3) 【工場】 延べ床面積 9,000 m <sup>2</sup>	【集客施設】 床 積 9,000 m <sup>2</sup> うち店舗面積 5,000 m <sup>2</sup>	不要

- 2 「集客施設以外の用に供し又は供させるためその建築物の一部の新設をする者があるときはその者を除く」とは、集客施設と集客施設以外の施設、例えばマンション等が一体となって建てられた場合、建物内において自己の所有部分に集客施設がない者は、新

設する者には含まれないことを指します。

- 3 「集客施設の用に供し又は供させるためその建築物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む」とは、一の集客施設として認められる複数棟の集客施設に複数の設置者が存在する場合、一方の設置者の施設が増築することによって特定大規模集客施設の新設となる場合であっても、この増築する施設の設置者のみならず、増築を行わない他方の施設の設置者も特定大規模集客施設を新設する者に含まれることを指します。

- 4 「規則で定めるところ」は、規則第9条で定めています。

**(特定大規模集客施設新設届出書)**

**第9条 条例第六条第一項の規定による届出は、特定大規模集客施設新設届出書（様式第二号）により行わなければならない。**

- 5 「これに附属する規則で定める施設」は、規則第10条で定めています。

**(特定大規模集客施設に附属する施設)**

**第10条 条例第六条第一項第三号の規則で定める特定大規模集客施設に附属する施設は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設並びに廃棄物等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物（以下この条において「廃棄物」という。）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）の保管施設及び廃棄物の処理施設とする。**

- 6 第14条第1項の規定により、本届出の手續が終了するまでは、工事に係る着手制限が生じますので、このことを考慮した日付けを設定する必要があります。

- 7 「特定大規模集客施設の営業を開始しようとする日」とは、集客施設の用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えて営業を開始しようとする日又は集客施設の店舗面積の合計が六千平方メートルを超えて営業を開始する日のどちらか早いほうを指します。

なお、これらの面積を下回る面積での営業は含まれません。

- 8 「その他規則で定める事項」は、規則第11条で定めています。

**(特定大規模集客施設の新設に関する届出の記載事項等)**

**第11条 条例第六条第一項第十二号の規則で定める事項は、届出を担当する者の氏名、連絡先その他知事が必要と認める事項とする。**

**2 条例第六条第二項第六号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。**

**(1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し**

**(2) 新設予定地の周辺の市町村の位置を明らかにした地図**

- (3) 新設予定地及びその周辺の土地の利用の現況を明らかにした地図
- (4) 特定大規模集客施設の新設に係る敷地及び建築物の位置を明らかにした地図
- (5) 特定大規模集客施設の新設に係る建築物内における集客施設の用途に供する部分の配置及び床面積を明らかにした図面
- (6) 集客予定区域を明らかにした地図
- (7) 新設予定地及びその周辺の土地の法令等による土地利用の規制の状況
- (8) 特定大規模集客施設の棟数及び階数並びに駐車場及び駐輪場の収容台数

9 第2条第6号の規定による土地利用関係計画のうち、該当している自治体が既に作成しているものを指します。

10 本条例では、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の観点から、特定大規模集客施設を広域的な見地から立地誘導地域への立地の誘導を行うため、事前の届出制度が設けられていることから、第3項の規定は、それぞれ定められる手続に先立ってその条例に基づく届出を行うよう努めることを定めたものです。

なお、この規定は、本条例に基づく手続により、届出者が特定大規模集客施設の立地計画を見直す場合に、各法令の手続に手戻りが生じる可能性があることから、それを防ぐ趣旨も含まれています。

また、建築基準法第6条第1項の確認のほか、「その他法令に基づく処分で規則で定めるもの」は、規則第12条で定めています。

**(建築確認等)**

第12条 条例第六条第三項（条例第八条第五項において準用する場合を含む。）の規則で定める処分は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条の二第一項に規定する国土交通大臣又は知事が指定した者の確認
- (2) 森林法第十条の二に規定する知事の許可
- (3) 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項及び第五条第一項に規定する知事又は農林水産大臣の許可
- (4) 都市計画法第二十九条第一項及び第二項並びに第三十五条の二第一項に規定する知事又は指定都市等の長の許可
- (5) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により前三号に掲げる知事の許可に係る事務を処理することとされた市町村の長又は当該市町村の長から同法第一百八十条の二の規定による委任を受けたものの当該許可

11 「規則で定めるところ」は、規則第13条で定めています。

**(特定大規模集客施設の新設に関する届出の公告及び縦覧場所)**

第13条 条例第六条第五項による公告は、掲示場に掲示して行うものとする。

2 条例第六条第五項の規定により縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、

できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

(1) 県の庁舎その他の県の施設

(2) 市町村の協力が得られた場合にあっては、市町村の庁舎その他の市町村の施設

(3) 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める施設

- 12 第6項の規定は、特定大規模集客施設の床面積又は店舗面積を増加させる際に新設とみなされる場合について定めているものです。本項に基づき新設と見なされる場合、第6条第1項の規定による事前の届出が必要となります。

なお、「規則で定める場合」は、規則第15条で定めています。

**(特定大規模集客施設の新設とみなされない場合)**

**第15条 条例第六条第六項の規則で定める場合は、特定大規模集客施設の床面積の合計又は店舗面積の合計が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積の合計に一万平方メートル又は店舗面積の合計に六千平方メートルを加えた面積を超えない場合とする。**

(1) 条例第六条第一項の規定による届出をしている場合（次号に該当する場合を除く。） 営業を開始した日における床面積又は店舗面積の合計

(2) 条例第六条第六項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る床面積又は店舗面積の増加をした後の床面積又は店舗面積の合計

よって、それぞれの場合に応じて、床面積の合計を一万平方メートル又は店舗面積の合計を六千平方メートルを超えて増加させる場合、条例第6条第6項の規定により新設とみなされます。

また、この条例の施行の時点で現に設置されている特定大規模集客施設への適用については、附則第4項で定めています。

**4 この条例の施行の際現に存する特定大規模集客施設に対する第六条第六項の規定の適用については、「当該特定大規模集客施設の営業を開始した日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。**

本項の規定により、本条例の施行の時点で現に設置されている特定大規模集客施設について、条例の施行の日における床面積又は店舗面積を超えて当該特定大規模集客施設の用途に供する部分の床面積又は店舗面積を増加させる場合（規則で定める場合を除く。）は、当該床面積又は店舗面積の増加が特定大規模集客施設の新設とみなされます。

(適用除外)

第7条 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- (1) 特定大規模集客施設の<sup>(1)</sup>新設予定地が立地誘導地域内にあるとき。
- (2) <sup>(2)</sup>都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業の施行に伴い特定大規模集客施設を新設するとき。
- (3) <sup>(3)</sup>国又は地方公共団体が特定大規模集客施設を新設するとき。
- (4) <sup>(4)</sup>立地誘導除外地域が指定された際既に当該指定に係る地域内にある土地を新設予定地として建築確認等に係る申請、届出その他の手続が行われている特定大規模集客施設を新設するとき。

趣 旨

本条は、前条の規定による特定大規模集客施設の新設に関する届出等についての適用除外を定めるものです。

解 説

1 第1号の規定は、本条例は特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導を目的の一つとしていることから、新設予定地が立地誘導地域内にある場合は適用除外とするものです。

なお、「新設予定地が立地誘導地域内にあるとき」とは、特定大規模集客施設及び第6条第1項第3号で定める「これに附属する規則で定める施設」の敷地が立地誘導地域内に属する場合（立地誘導地域とそれ以外の地域の境界に位置することとなる場合には、集客施設の用途に供する部分の床面積が立地誘導地域内により多く属する場合）をいいます。

2 第2号の規定は、市街地再開発事業が市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために行われる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業であり、コンパクトで活力あるまちづくりの推進に寄与する事業であること、並びに事業区域については都市計画で決定するものであり、その決定手続においては市町村及び県が関与するなど本条例における立地誘導地域の指定の手続と同様であることから、適用除外とするものです。

3 第3号の規定は、国又は地方公共団体が特定大規模集客施設を新設する場合、その立地に関して公共の目的に沿って、自ら作成した土地利用関係計画を考慮して立地すること、議会を通じた審査の機会があることなどから、適用除外とするものです。

なお、「国又は地方公共団体」には、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人等は含まれません。

4 第4号の規定は、立地誘導地域内の区域について市町村の長の申請に基づき知事が立地誘導除外地域を指定する際、当該区域において既に特定大規模集客施設の新設を目的

とした第6条第3項の建築確認等に係る申請，届出その他の手続が行われている施設については，適用除外とするものです。

(変更の届出)

第8条 第六条第一項の規定による届出があった特定大規模集客施設について、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日までの間に、当該届出に係る同項第五号又は第六号に掲げる事項の変更をしようとするときは、新設届出者は、(1)あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、(2)規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第六条第一項の規定による届出があった特定大規模集客施設について、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日までの間に、当該届出に係る同項第一号から第十号までに掲げる事項の変更（同項第五号又は第六号に掲げる事項の変更にあつては、前項ただし書の規則で定める軽微な変更に限る。）があつたときは、新設届出者は、(3)遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 第一項の規定による届出の内容と基本方針及び県の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由

(2) 第一項の規定による届出の内容と立地市町村の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由

(3) 第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の床面積又は店舗面積の変更が、集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）における土地利用関係計画の推進に及ぼす影響についての見解及びその理由

(4) (4)その他規則で定める事項

4 知事は、第一項の規定による届出があつたときは、速やかに、(5)規則で定めるところにより、当該届出の概要、当該届出のあつた年月日及び縦覧場所を公告し、当該届出及び第三項の書類を当該公告の日の翌日から起算して四月間縦覧に供しなければならない。

5 第六条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項中「特定大規模集客施設の新設」とあるのは、「第八条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の変更」と読み替えるものとする。

趣 旨

本条は、第6条第1項の規定による特定大規模集客施設の新設の届出をした者が、営業を開始する日までの間に届出事項を変更する場合の届出の制度等について定めるものです。

解 説

1 特定大規模集客施設の用途に供する部分の床面積の合計（第5号）及び特定大規模集客施設の店舗面積の合計（第6号）の変更は、その変更により集客力が増し、市町村の区域を超えた広域への影響が強まる可能性が高いことから、変更前にあらかじめ届出を行うこととしたものです。

本項の規定による届出を行った場合、第6条第1項の規定による新設の届出と同様の

手続が別途独立して行われることとなるほか、当該変更に係る工事の着手制限（第14条第1項）が生じます。

なお、「規則で定めるところ」は、規則第16条で定めています。

**（特定大規模集客施設事前変更届出書）**

**第16条 条例第八条第一項の規定による届出は、特定大規模集客施設事前変更届出書（様式第三号）により行わなければならない。**

**2 前項の特定大規模集客施設事前変更届出書には、条例第八条第一項に規定する事項の変更により条例第六条第二項第四号又は第五号に掲げる事項に変更が生ずるときは、変更後の条例第六条第二項第四号又は第五号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。**

2 第8条第1項の適用対象外となる「規則で定める軽微な変更」は、規則第19条で定めています。

**（軽微な変更）**

**第19条 条例第八条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。**

**（1）特定大規模集客施設の床面積又は店舗面積を減少させるもの**

**（2）特定大規模集客施設の床面積又は店舗面積を増加させるものであって、増加後の特定大規模集客施設の床面積又は店舗面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める床面積又は店舗面積の合計に千平方メートルを加えた面積を超えないもの**

**イ 条例第六条第一項の規定による届出をしている場合であって、条例第八条第一項の規定による届出をしていない場合 当該届出に係る床面積又は店舗面積の合計**

**ロ 条例第八条第一項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る床面積又は店舗面積の増加をした後の床面積又は店舗面積の合計**

規則第19条において、第8条第1項の規定による事前の変更の届出が不要となる基準を定める場合に、第2号で床面積又は店舗面積の合計に千平方メートルを加えた面積を超えない場合とし、第6条第1項の規定に比べ少ない面積を基準としているのは、第6条第1項の届出は、知事の意見（第12条）等の対象となるほか、その届出内容に関する説明会の開催（第10条）も必要となることから、第6条第1項の規定による届出を行う際の面積の厳格性を担保するためです。

なお、規則第19条で定める軽微な変更該当する場合、第8条第1項の届出は不要となりますが、同第2項の届出が別途必要となります。

また、規則第19条第2号に規定する床面積又は店舗面積の増加については、段階的な増加を行い、増加分の累積がそれぞれ定める場合に応じた床面積又は店舗面積の合計に千平方メートルを超える増加となる場合、軽微な変更には該当せず、条例第8条第1



項の届出が必要となります。

- 3 第2項の届出の対象となる事項は、特定大規模集客施設の名称や特定大規模集客施設を設置する者の氏名又は名称等、基本的な情報や軽微な面積の変更であって、これらの変更については情報が把握できれば足りるため、遅滞なく届出を行うこととしたものです。

なお、特定大規模集客施設の新設予定地の所在地の変更については、形式的な地番変更等のみを指し、全く別の場所に所在地を変更する場合は別途新設の届出が必要となります。

また「規則で定める事項」は、規則第17条で定めています。

**(特定大規模集客施設事後変更届出書)**

**第17条 条例第八条第二項の規定による届出は、特定大規模集客施設事後変更届出書(様式第四号)により行わなければならない。**

- 2 前項の特定大規模集客施設事後変更届出書には、条例第八条第二項に規定する事項の変更により第十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の第十一条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。**

- 4 「その他規則で定める事項」は、規則第18条で定めています。

**(変更の届出の添付書類)**

**第18条 条例第八条第三項第四号の規則で定める事項は、第十一条第二項各号に掲げる事項のうち、条例第八条第一項に規定する事項の変更により変更が生ずるものとする。**

- 5 「規則で定めるところ」は、規則第13条で定めています(第14条により準用)。

**(特定大規模集客施設の新設に関する届出の公告及び縦覧場所)**

**第13条 条例第六条第五項による公告は、掲示場に掲示して行うものとする。**

- 2 条例第六条第五項の規定により縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。**

(1) 県の庁舎その他の県の施設

(2) 市町村の協力が得られた場合にあつては、市町村の庁舎その他の市町村の施設

(3) 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める施設

**(準用規定)**

**第14条 前条第一項の規定は、条例第八条第四項、第九条第二項、第十一条第六項、第十二条第三項、第四項及び第六項並びに第十三条第三項、第四項及び第六項の規定による公告について準用する。**

- 2 前条第二項の規定は、条例第八条第四項、第十一条第六項、第十二条第三項及び第六項並びに第十三条第三項及び第六項の規定により縦覧に供する場所について準用する。**

(中止の届出)

第9条 新設届出者は、当該届出に係る特定大規模集客施設の<sup>(1)</sup>新設をしないこととしたときは、遅滞なく、<sup>(2)</sup>規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。<sup>(3)</sup>変更届出者が当該届出に係る変更をしないこととしたときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときには、立地市町村の長及び隣接市町村の長に通知するとともに、<sup>(4)</sup>規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

趣 旨

本条は、第6条第1項の規定による届出を行った者等が、届出後に新設をしないこととした場合の手續等について定めるものです。

解 説

1 「新設をしないこととしたとき」とは、第6条第1項の規定による届出を行った者が、届出後に新たに建築物を造り新設することそのものを中止する場合のほか、計画変更等により集客施設の用途に供する床面積の合計が一万平方メートル以下かつ店舗面積の合計が六千平方メートル以下となる場合を含みます。

2 「規則で定めるところ」は、規則第20条で定めています。

(特定大規模集客施設新設中止届出書)

第20条 条例第九条第一項の規定による届出は、特定大規模集客施設新設中止届出書(様式第五号)により届け出なければならない。

3 「変更届出者が当該届出に係る変更をしないこととしたとき」とは、第6条第1項の規定による届出を行い、かつ、第8条第1項の規定による変更の届出を行った者が、第8条第1項の規定による当該変更を行わないこととした場合を指します。

なお、本規定には第6条第1項の規定による届出を行い、かつ、第8条第2項の規定による変更の届出を行った場合は含まれないため、第8条第2項の規定による当該変更をしないこととした場合については、再度第8条第2項の規定による届出が必要となります。

4 「規則で定めるところ」は、規則第21条で定めています。

(中止の届出の公告)

第21条 条例第九条第二項の規定による公告は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 特定大規模集客施設の名称

(2) 特定大規模集客施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

### (3) 特定大規模集客施設の新設予定地の所在地

なお、公告場所については規則第13条第1項で定めています（第14条第1項により準用）。

#### (特定大規模集客施設の新設に関する届出の公告及び縦覧場所)

第13条 条例第六条第五項による公告は、掲示場に掲示して行うものとする。

2 (略)

#### (準用規定)

第14条 前条第一項の規定は、条例第八条第四項，第九条第二項，第十一条第六項，第十二条第三項，第四項及び第六項並びに第十三条第三項，第四項及び第六項の規定による公告について準用する。

2 (略)

**(説明会の開催等)**

- 第10条 (1) 新設届出者等は, (2) 規則で定めるところにより, 第六条第五項又は第八条第四項の公告の日の翌日から起算して二月を経過する日までの間に, 立地市町村及び(3) 知事が指定する市町村の区域内において, 第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出及び第六条第二項又は第八条第三項の書類の内容を周知させるための説明会(以下単に「説明会」という。)を開催しなければならない。
- 2 新設届出者等は, 説明会を開催する日時及び場所を定め, (4) 規則で定めるところにより, これらを当該説明会を開催する日の二週間前までに周知しなければならない。
- 3 (5) 新設届出者等は, 説明会を開催する日時及び場所を定めようとするときは, 当該説明会の開催場所の所在する市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 新設届出者等は, 第二項の規定による周知をしようとするときは, (6) 規則で定めるところにより, あらかじめ, その旨を知事に通知しなければならない。
- 5 新設届出者等は, 説明会の終了後, 遅滞なく, (7) 規則で定めるところにより, 知事に対し, 当該説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての新設届出者等の見解を報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか, 説明会の開催に関し必要な事項は, 規則で定める。

**趣 旨**

本条は, 第6条第1項の規定による届出を行った者等が説明会を開催する制度等について定めるものです。

届出書及び添付書類の内容については, 公告・縦覧により明らかになりますが, 本条は, 説明会の開催により住民等に一層の周知を図ることを目的としたものです。

**解 説**

- 1 説明会を開催する必要がある「新設届出者等」とは, 第6条第1項の規定による届出を行った者及び第8条第1項の規定による届出を行った者です(第2条第9号・第10号・第11号)。
- 2 「規則で定めるところ」は, 規則第23条で定めています。

**(説明会の開催)**

第23条 条例第十条第一項の説明会は, 当該立地市町村及び知事が指定する市町村の区域内に居住する者等を対象に, 知事が指定する区域内において, 知事が指定する回数以上開催するものとする。

- 3 「知事が指定する市町村」については, 届出の内容に応じて知事が指定します。
- 4 「規則で定めるところ」は, 規則第24条で定めています。

**(説明会の開催の周知)**

第24条 条例第十条第二項の規定による周知は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 特定大規模集客施設の名称

(2) 特定大規模集客施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 特定大規模集客施設の新設予定地の所在地

(4) 説明会を開催する日時及び場所

2 前項の周知は、次に掲げる方法のうち、適切な方法により行うものとする。

(1) 市町村の協力を得て、市町村の公報又は広報紙に掲載する方法

(2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

(3) 前二号に掲げるもののほか、知事が相当と認める方法

5 できるだけ多くの住民等を対象とした説明会の日時・場所を設定することが望ましいことから、当該説明会を開催する日時や場所についての知見を有する市町村への相談の規定を設けているものです。

6 「規則で定めるところ」は、規則第25条で定めています。

(説明会開催計画書)

第25条 条例第十条第四項の規定による通知は、説明会開催計画書(様式第六号)により行うものとする。

7 「規則で定めるところ」は、規則第26条で定めています。

(説明会開催結果報告書)

第26条 条例第十条第五項の規定による報告は、説明会開催結果報告書(様式第七号)により行うものとする。

2 前項の説明会開催結果報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 周知したことを証する書類

(2) 説明会において配布した資料

(市町村の長等の意見等)

第11条 知事は、第六条第五項又は第八条第四項の規定による公告をしたときは、当該公告の日の翌日から起算して四月以内に、(1)規則で定めるところにより、(2)立地市町村の長及び隣接市町村の長から当該公告に係る届出の内容について、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由を聴かなければならない。

2 第六条第五項又は第八条第四項の規定による公告があったときは、立地市町村及び隣接市町村以外の市町村の長並びに立地市町村の住民等（住民、事業者及び商工関係団体、特定非営利活動法人その他民間の団体をいう。以下同じ。）及び立地市町村以外の市町村の住民等は、当該公告の日から四月以内に、(3)規則で定めるところにより、知事に対し、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由を述べることができる。

3 前二項の意見は、立地市町村の長及び立地市町村の住民等にあつては、(4)次に掲げる事項をそれぞれ勘案したものでなければならない。

(1) 第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の内容と基本方針及び県の土地利用関係計画との適合

(2) 第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の内容と立地市町村の土地利用関係計画との適合

(3) 第六条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の新設予定地の周辺又は第八条第一項の規定による届出に係る変更後の特定大規模集客施設の周辺における公共交通機関の状況及び当該特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況

(4) 第六条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の新設又は第八条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の変更に伴って予測される新たな社会資本の整備の必要性

(5) 第六条第二項第五号の地域貢献活動計画の概要に記載された地域貢献活動の内容及び立地市町村のコンパクトで活力あるまちづくりの推進に当該地域貢献活動が寄与する程度

4 第一項及び第二項の意見は、立地市町村以外の市町村の長及び立地市町村以外の市町村の住民等にあつては、(4)次に掲げる事項をそれぞれ勘案したものでなければならない。

(1) 第六条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の新設又は第八条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の変更が、意見を述べようとする市町村の長が統轄する市町村又は意見を述べようとする住民等が居住若しくは所在する市町村における土地利用関係計画の実施に著しい支障を及ぼすおそれの有無及びその内容

(2) 第六条第二項第五号の地域貢献活動計画の概要に記載された地域貢献活動の内容及び意見を述べようとする長が統轄する市町村又は意見を述べようとする住民等が居住若しくは所在する市町村におけるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に当該地域貢献活動が寄与する程度

(3) 前項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項

5 (5)知事は、第一項の規定により聴取した意見及び第二項の規定により述べられた意見を新設届出者等に通知するものとする。

6 知事は、(6)規則で定めるところにより、第一項の規定により聴取した意見及び第二項の規定により述べられた意見の概要を公告し、これらの意見を当該公告の日の翌日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

## 趣 旨

本条は、第6条第1項の規定による新設の届出等について立地市町村の長等がコンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見を有する場合の意見の提出等の制度等について定めるものです。

## 解 説

1 「規則で定めるところ」は、規則第27条で定めています。

### (新設届出意見書等)

**第27条 知事は、条例第十一条第一項の規定によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由の聴取は、新設（変更）届出意見書（様式第八号）により行うものとする。**

2 特定大規模集客施設は、立地場所だけではなく周辺のまちづくりの推進に様々な影響を与える可能性があります。

特に立地市町村は特定大規模集客施設と最も関係が深い自治体であり、また、隣接市町村は市町村の区域を超えた広域的な影響が考えられることから、特に知事が意見及びその理由を聴くこととしています。

3 「規則で定めるところ」は、規則第28条で定めています。

### (新設届出住民等意見書等)

**第28条 条例第十一条第二項の規定によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由の陳述は、新設（変更）届出住民等意見書（様式第九号）により行うものとする。**

4 本条例はコンパクトで活力あるまちづくりの推進を目的とした条例であるため、意見を述べる場合に、地域的な需給状況を考慮することは適当ではありません。

そのため、第3項及び第4項では、コンパクトで活力あるまちづくりの見地から意見を述べる際などに、それぞれ考慮しなければならない事項を定めています。

5 述べられた意見等については、新設届出者等に伝える必要があることから、知事が通知することとしています。

6 「規則で定めるところ」は、規則第13条で定めています（第14条により準用）。

(特定大規模集客施設の新設に関する届出の公告及び縦覧場所)

第13条 条例第六条第五項による公告は、掲示場に掲示して行うものとする。

2 条例第六条第五項の規定により縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

(1) 県の庁舎その他の県の施設

(2) 市町村の協力が得られた場合にあっては、市町村の庁舎その他の市町村の施設

(3) 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める施設

(準用規定)

第14条 前条第一項の規定は、条例第八条第四項、第九条第二項、第十一条第六項、第十二条第三項、第四項及び第六項並びに第十三条第三項、第四項及び第六項の規定による公告について準用する。

2 前条第二項の規定は、条例第八条第四項、第十一条第六項、第十二条第三項及び第六項並びに第十三条第三項及び第六項の規定により縦覧に供する場所について準用する。



(知事の意見等)

- 第12条 知事は、第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の日の翌日から起算して六月以内に、前条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見に配意し、並びに基本方針並びに県、立地市町村及び隣接市町村の土地利用関係計画を勘案しつつ、新設届出者等に対し、届出の内容についてコンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見を有するときには当該意見及びその理由を述べるものとし、意見を有しないときにはその旨を通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により意見を述べようとするとき、又は意見を有しない旨を通知しようとするときは、(1)あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により意見を述べたときは、当該意見の概要を立地市町村の長、隣接市町村の長及び前条第二項の規定により意見を述べた市町村の長に通知するとともに、速やかに、(2)規則で定めるところにより、当該意見の概要を公告し、当該意見を当該公告の日の翌日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。
- 4 知事は、第一項の規定により意見を有しない旨を通知したときは、その旨を立地市町村の長、隣接市町村の長及び前条第二項の規定により意見を述べた市町村の長に通知するとともに、速やかに、(2)規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。
- 5 新設届出者等は、第一項の規定により知事からの意見が述べられたときには、(3)規則で定めるところにより、当該意見についての見解及びその理由を知事に報告しなければならない。
- 6 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、(2)規則で定めるところにより、当該報告の概要を公告するとともに、当該報告を当該公告の日の翌日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

趣 旨

本条は、新設届出又は変更届出の内容について、知事がコンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地から意見を述べる制度等について定めるものです。

解 説

- 1 知事の意見については、公平・公正・慎重に意思決定すべきであることから、あらかじめ審議会の意見を聴くこととしています。
- 2 「規則で定めるところ」は、規則第13条で定めています（第14条により準用）。

(特定大規模集客施設の新設に関する届出の公告及び縦覧場所)

第13条 条例第六条第五項による公告は、掲示場に掲示して行うものとする。

- 2 条例第六条第五項の規定により縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

(1) 県の庁舎その他の県の施設

(2) 市町村の協力が得られた場合にあっては、市町村の庁舎その他の市町村の施設

(3) 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める施設

(準用規定)

第14条 前条第一項の規定は、条例第八条第四項、第九条第二項、第十一条第六項、第十二条第三項、第四項及び第六項並びに第十三条第三項、第四項及び第六項の規定による公告について準用する。

2 前条第二項の規定は、条例第八条第四項、第十一条第六項、第十二条第三項及び第六項並びに第十三条第三項及び第六項の規定により縦覧に供する場所について準用する。

3 「規則で定めるところ」は、規則第29条で定めています。

(見解等報告書)

第29条 条例第十二条第五項の規定による知事からの意見についての見解及びその理由の報告は、見解等報告書(様式第十号)により行わなければならない。

(知事の勧告等)

第13条 知事は、前条第五項の規定による報告の内容が、同条第一項の規定により知事が述べた意見を<sup>(1)</sup>適正に反映しておらず、かつ、当該報告に係る特定大規模集客施設の新設又は変更がコンパクトで活力あるまちづくりの推進に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、<sup>(2)</sup>当該報告を受けた日の翌日から起算して二月以内に、理由を付して、新設届出者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、<sup>(3)</sup>あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第一項の規定による勧告をしたときは、当該勧告の内容を立地市町村の長、隣接市町村の長及び第十一条第二項の規定により意見を述べた市町村の長に通知するとともに、速やかに、<sup>(4)</sup>規則で定めるところにより、当該勧告の内容を公告し、当該勧告の内容を当該公告の日の翌日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

4 知事は、第一項の規定による勧告をしないこととしたときは、その旨を新設届出者等、立地市町村の長、隣接市町村の長及び第十一条第二項の規定により意見を述べた市町村の長に通知するとともに、速やかに、<sup>(4)</sup>規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

5 第一項の規定による勧告を受けた新設届出者等は、遅滞なく、<sup>(5)</sup>規則で定めるところにより、当該勧告についての対応及びその理由を知事に報告しなければならない。

6 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、<sup>(4)</sup>規則で定めるところにより、当該報告の概要を公告するとともに、当該報告を当該公告の日の翌日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

趣 旨

本条は、第12条第5項の規定による報告の内容が同条第1項の規定により知事が述べた意見の内容を適切に反映していない場合などの、知事の勧告の制度等について定めるものです。

解 説

1 「知事が述べた意見を適正に反映しておらず」とは、意見に対する対応策が示されないなど、第12条第5項の規定による見解及びその理由の報告の内容において知事が述べた意見が適正に反映されていない場合を指します。

2 報告の内容を検討する時間を要することから、当該報告を受けた日の翌日から起算して2月以内を期限としています。

3 当該勧告については、公平・公正・慎重に意思決定すべきであることから、あらかじめ審議会の意見を聴くこととしています。

4 「規則で定めるところ」は、規則第13条で定めています（第14条により準用）。

**（特定大規模集客施設の新設に関する届出の公告及び縦覧場所）**

第13条 条例第六条第五項による公告は、掲示場に掲示して行うものとする。

2 条例第六条第五項の規定により縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

(1) 県の庁舎その他の県の施設

(2) 市町村の協力が得られた場合にあっては、市町村の庁舎その他の市町村の施設

(3) 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める施設

（準用規定）

第14条 前条第一項の規定は、条例第八条第四項、第九条第二項、第十一条第六項、第十二条第三項、第四項及び第六項並びに第十三条第三項、第四項及び第六項の規定による公告について準用する。

2 前条第二項の規定は、条例第八条第四項、第十一条第六項、第十二条第三項及び第六項並びに第十三条第三項及び第六項の規定により縦覧に供する場所について準用する。

5 「規則で定めるところ」は、規則第30条で定めています。

**（勧告対応報告書）**

第30条 条例第十三条第五項の規定による報告は、勧告対応報告書（様式第十一号）により行わなければならない。

(着手制限)

第14条 新設届出者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日以後でなければ、(1)第六条第一項の規定による届出に係る工事（土地の区画形質の変更及び建築物の新築，改築若しくは増築又は集客施設への用途の変更に係る工事をいう。以下同じ。）又は第八条第一項の規定による届出に係る事項に係る部分の工事に自ら着手し又はその工事の請負人に着手させてはならない。

(1) 第十二条第一項の規定により知事が意見を有しない旨を通知したとき 当該通知の日

(2) 第十二条第一項の規定により知事が意見を述べたときであつて、前条第一項の規定により知事が勧告したとき 当該勧告の日

(3) 第十二条第一項の規定により知事が意見を述べたときであつて、前条第四項の規定により知事が勧告をしない旨を通知したとき 当該通知の日

2 (2)知事は、新設届出者等が前項の規定に違反して同項の工事に着手したときは、当該新設届出者等に対し、当該工事の中止を勧告することができる。

3 知事は、第六条第一項又は第八条第一項の規定により届出をしなければならない者が、その届出をしないで、特定大規模集客施設の新設又は変更に係る工事に自ら着手し又はその工事の請負人に着手させたことを知ったときは、直ちに、当該届出をしなければならない者に対しその工事の中止を勧告するとともに、期限を定めて、第六条第一項又は第八条第一項の規定により届け出るべきものとされている事項を知事に届け出るべき旨を命じなければならない。

趣 旨

本条は、第6条第1項の規定による特定大規模集客施設の新設の届出等に関する工事の着手を一定期間制限すること、及びこれに違反した場合の勧告等の制度等を定めるものです。

この着手制限は、本条例の目的の一つである特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導の実効性を確保するために設けられているものです。

解 説

1 「工事」とは、土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築、増築又は集客施設への用途の変更に係る工事をいいます。

このうち、土地の区画形質の変更とは、土地の区画の変更、土地の形状の変更及び土地の性質の変更を指します。

また、これらの工事への着手とは、建築工事の場合には根切り工事又は基礎打ち工事の着手、敷地の造成工事の場合には土地の区画形質の変更への着手等を指します。

なお、改築等を行う場合であつて、建築物の建設を目的とした土地の区画形質の変更等を伴わない既存の建築物の解体のみを行う場合については、この「工事」には含まれません。これは、本条例が特定大規模集客施設の立地の誘導を担保するための措置として着手制限を設けているためであり、その趣旨により、純粋な新築などに向けた工事の

着手だけを制限するものです。

- 2 着手制限の実効性を確保するため、違反する工事への着手が確認された場合には、当該工事の中止を勧告することができることとしています。

(公表)

第15条 知事は、第十三条第一項又は前条第二項若しくは第三項の規定による勧告を受けた者が、<sup>(1)</sup>正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、<sup>(2)</sup>規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前条第三項の規定により届出を命ぜられた者が正当な理由なく届出をせず、又は新設届出者等が第六条第一項若しくは第八条第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたときは、<sup>(2)</sup>規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前二項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、<sup>(2)</sup>規則で定めるところにより、第一項の規定による勧告を受けた者又は第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者にその旨を通知し、<sup>(2)</sup>意見を述べる機会を与えなければならない。

趣 旨

本条は、本条例に基づく勧告を受けた者が正当な理由なく従わないときなどの公表の制度等について定めるものです。

解 説

1 「正当な理由」が認められる場合としては、新設届出者等が勧告された措置とは異なる措置を執った場合であっても、当該新設又は変更がコンパクトで活力あるまちづくりの推進に及ぼす支障を回避できる場合等が想定されます。

2 「規則で定めるところ」及び「意見を述べる機会」は、規則第31条で定めています。

(公表等)

第31条 条例第十五条第一項及び第二項の規定による公表は、これらの規定に定めるもののほか、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 特定大規模集客施設の名称

(2) 特定大規模集客施設の新設予定地の所在地

(3) 条例第十三条第一項若しくは条例第十四条第二項若しくは第三項の規定による勧告に従わない者、条例第十四条第三項の規定による命令に違反して届出をしない者又は条例第六条第一項若しくは条例第八条第一項の規定による届出をするときにおいて虚偽の届出をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 条例第十二条第一項の規定による知事の意見及び条例第十三条第一項又は条例第十四条第二項若しくは第三項の規定による勧告の内容

2 前項の公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

3 条例第十五条第三項の規定による意見の陳述は、意見陳述書（様式第十二号）により行うものとする。

## 第二章 特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地誘導

### (営業開始の報告)

第16条 新設届出者等は、当該届出に係る特定大規模集客施設の営業を開始したときは、知事に対し、(1)遅滞なく、その旨を報告しなければならない。

### 趣 旨

本条は、条例第6条第1項の規定による届出をした者等が特定大規模集客施設の営業を開始した際の手続について定めるものです。

### 解 説

- 1 既に届出に係る手続が行われており、営業の開始については開始後に把握できれば足りることから、遅滞なく報告することとしています。  
なお、「報告」の様式については、規則第32条で定めています。

### (営業開始報告書)

第32条 条例第十六条の規定による営業開始の報告は、営業開始報告書（様式第十三号）により行うものとする。



### 第三章 地域貢献活動

#### (集客施設の設置者による地域貢献活動の実施)

第17条 (1)集客施設の設置者は、(2)地域貢献活動の実施に努めるとともに、その実施状況を、当該集客施設の公衆の見やすい場所への掲示、インターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めるものとする。

#### 趣 旨

本条は、面積に関わらず、すべての集客施設の設置者が地域貢献活動の実施と公表に努めることについて定めるものです。

#### 解 説

1 「集客施設」とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で規則で定めるものをいい（第2条第2号）、面積は問いません。

また、「集客施設の設置者」とは、集客施設を設置している者（国及び地方公共団体を除く。）をいい、条例の施行の時点で現に集客施設を設置している者及び条例の施行後に集客施設を設置する者の双方を指します。

2 「地域貢献活動」とは、コンパクトで活力あるまちづくりの推進に寄与する活動で、集客施設を設置している者が、当該集客施設が所在する地域において行うものをいいます（第2条第4号）。

**(地域貢献活動計画)**

第18条 (1)特定大規模集客施設を設置している者（国及び地方公共団体を除く。）は、(2)規則で定めるところにより、三事業年度ごとに、三事業年度を一期とする地域貢献活動の実施に関する計画（以下「地域貢献活動計画」という。）を、その期間が開始する日までに作成し、知事に提出しなければならない。(3)ただし、新設する場合における最初の地域貢献活動計画にあつては、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日の属する事業年度から当該事業年度の翌々事業年度までの期間を一期とする地域貢献活動計画を、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日までに作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による地域貢献活動計画の提出を受けたときは、(4)規則で定めるところにより、当該地域貢献活動計画の内容を公表するものとする。

**趣 旨**

本条は、特定大規模集客施設を設置している者が行う地域貢献活動に関する地域貢献計画書の提出の制度について定めるものです。

特定大規模集客施設については、現在のまちづくりや社会的な問題への対応においても一定の役割を期待しているところであり、地域社会からの注目度も高く、その活動による周囲への影響も特に大きいことから、地域が一体となった地域貢献活動の促進に向け、地域貢献活動計画書の提出と公表を制度化しています。

**解 説**

1 「特定大規模集客施設を設置している者」とは、条例の施行の時点で現に特定大規模集客施設を設置している者と条例の施行後に特定大規模集客施設を新設する者の双方を指します。

2 「規則で定めるところ」は、規則第33条で定めています。

**(地域貢献活動計画書)**

第33条 条例第十八条第一項の規定による提出は、地域貢献活動計画書（様式第十四号）により行うものとする。

3 特定大規模集客施設を新設する場合、最初の地域貢献活動計画については、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日の属する事業年度から翌々事業年度までの期間を一期とする地域貢献活動計画を、営業を開始する日までに作成し、知事に提出しなければなりません。

なお、この条例の施行の時点で現に設置している特定大規模集客施設への適用については、附則第5項で定めています。

5 この条例の施行の際現に特定大規模集客施設を設置している者が地域貢献活動計画を提出する場合については、第十八条第一項の規定にかかわらず、この条例の施

行の日から起算して三月を経過した日に特定大規模集客施設を新設し、営業を開始するものとみなして、同項ただし書の規定を適用する。

- 4 「規則で定めるところ」は、規則第34条で定めています。

(地域貢献活動計画の公表)

第34条 条例第十八条第二項（条例第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

### 第三章 地域貢献活動

#### (地域貢献活動計画の作成に当たって配慮する事項)

第19条 新設届出者等は、地域貢献活動計画の作成に当たっては、(1)第十条第一項の規定により開催した説明会において述べられた意見及び(2)第十一条第五項の規定により通知された内容に配慮するものとする。

#### 趣 旨

本条は、地域貢献活動計画を作成するに当たっての配慮事項について定めるものです。

#### 解 説

- 1 「第十条第一項の規定により開催した説明会において述べられた意見」とは、地域貢献活動計画の概要に関して述べられた意見を指します。
- 2 「第十一条第五項の規定により通知された内容」とは、知事が立地市町村及び隣接市町村から聴取した意見及びそれ以外の述べられた意見のうち、地域貢献活動計画の概要に関するものを指します。

### 第三章 地域貢献活動

#### (地域貢献活動計画の変更)

第20条 第十八条第一項の規定により地域貢献活動計画を提出した者は、当該地域貢献活動計画を変更しようとするときは、速やかに、<sup>(1)</sup>規則で定めるところにより、変更後の地域貢献活動計画を作成し、知事に提出しなければならない。

2 第十八条第二項及び前条の規定は、前項の規定による地域貢献活動計画の変更について準用する。

#### 趣 旨

本条は、既に提出した地域貢献活動を変更しようとする際の手続について定めるものです。

#### 解 説

1 「規則で定めるところ」は、規則第35条で定めています。

#### (地域貢献活動変更計画書)

第35条 条例第二十条第一項の規定による提出は、地域貢献活動変更計画書（様式第十五号）により行うものとする。

**(実施状況の報告)**

- 第21条** (1)第十八条第一項の規定により地域貢献活動計画を提出した者は、規則で定めるところにより、毎事業年度（特定大規模集客施設を新設する者にあつては、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日の属する事業年度を除く。）、前事業年度における地域貢献活動の実施状況について知事に報告しなければならない。 (2)ただし、当該特定大規模集客施設が特定大規模集客施設でなくなったときは、この限りでない。
- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、(1)規則で定めるところにより、当該報告の内容を公表するものとする。

**趣 旨**

本条は、地域貢献活動計画を提出した者が各事業年度における実施状況について知事に報告する制度等について定めるものです。

**解 説**

- 1 第18条第1項の規定により地域貢献活動計画書を提出した者は、規則で定めるところにより、毎事業年度、前事業年度における地域貢献活動の実施状況について知事に報告しなければなりません。

ただし、特定大規模集客施設を新設する者にあつては、営業を開始する日の属する事業年度の前事業年度については、報告の必要はありません。

なお、この条例の施行の時点で現に設置されている特定大規模集客施設への適用については、附則第6項で定めています。

- 6 この条例の施行の際現に特定大規模集客施設を設置している者が地域貢献活動計画の実施状況について報告する場合における第二十一条の規定の適用については、同条第一項中「特定大規模集客施設の新設をする者にあつては、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日の属する事業年度を除く。」とあるのは、「条例の施行の日から起算して三月を経過した日の属する事業年度を除く。」とする。

また、「規則で定めるところ」は、規則第36条で定めています。

**(地域貢献活動実施状況報告書等)**

- 第36条** 条例第二十一条第一項の規定による報告は、地域貢献活動実施状況報告書（様式第十六号）により行うものとする。
- 2 条例第二十一条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

- 2 「当該特定大規模集客施設が特定大規模集客施設でなくなったとき」とは、施設そのものを廃止する場合のほか、計画変更等により集客施設の用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートル以下かつ店舗面積の合計が六千平方メートル以下となる場合を含みます。

### 第三章 地域貢献活動

#### (市町村が制定する条例との関係)

第22条 市町村が特定大規模集客施設を設置している者の地域貢献活動に関して制定する条例の規定が、(1)この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認める場合には、当該市町村の区域内における特定大規模集客施設の設置については、第十八条から第二十一条までの規定は適用しない。(2)ただし、当該特定大規模集客施設の敷地が当該市町村以外の区域にわたる場合においては、この限りでない。

#### 趣 旨

本条は、市町村が地域貢献活動に関する条例を制定している場合の本条例の適用除外について定めるものです。

#### 解 説

- 1 「この条例の趣旨に即したもの」とは、本条例に基づく地域貢献活動の定義や取扱い、一連の手續等に即していることをいいます。
- 2 特定大規模集客施設の敷地とは、特定大規模集客施設及び第6条第1項第3号で定める「これに附属する規則で定める施設」の敷地をいい、この敷地が複数の市町村の区域にわたる場合は、それぞれの市町村において本条の規定に則した条例が制定された場合であっても、本条の規定は適用されず、条例第18条から第20条までの規定が適用されます。

#### 第四章 宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会

##### (審議会の設置等)

第23条 (1)知事の諮問に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地による特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関し調査審議するため、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、(2)この条例の実施に関し知事に意見を述べることができる。

##### 趣 旨

本条は、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の設置及びその所掌事務について定めるものです。

##### 解 説

1 本条例において、知事が審議会の意見を聴くこととされているのは、次の場合です。

- (1) 基本方針を定めようとするとき、及び変更しようとするとき（第4条第3項）
- (2) 立地誘導除外地域及び立地誘導地域の指定をしようとするとき（第5条第2項）
- (3) 第十二条第一項の規定による意見を述べようとするとき、又は意見を有しない旨通知をしようとするとき（第12条第2項）
- (4) 第十三条第一項の規定による勧告をしようとするとき（第13条第2項）

2 「この条例の実施に関し知事に意見を述べることができる」とは、例えば条例の運用等、条例全般について意見を述べることができることを指します。



#### 第四章 宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会

##### (組織等)

第24条 審議会は、委員七人以内で組織する。

- 2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し優れた識見を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

##### 趣 旨

本条は、審議会の組織等について定めるものです。

#### 第四章 宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会

##### (会長)

第25条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

##### 趣 旨

本条は、審議会の会長等について定めるものです。

#### 第四章 宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会

##### (会議)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

##### 趣 旨

本条は、審議会の会議について定めるものです。

#### 第四章 宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会

##### (運営に関する事項)

第27条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

##### 趣 旨

本条は、審議会の運営について定めるものです。

## 第五章 雑則

### (報告の徴収)

**第28条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、<sup>(1)</sup>規則で定めるところにより、<sup>(2)</sup>新設届出者等に対して、特定大規模集客施設の新設又は変更その他必要な事項についての報告を求めることができる。

### 趣 旨

本条は、条例の適正な運用を図るため、知事が新設届出者等に対して報告を求める制度について定めるものです。

### 解 説

1 「規則で定めるところ」は、規則第37条で定めています。

### (報告の徴収)

**第37条** 条例第二十八条の規定による報告の求めは、文書により行うものとする。

2 「新設届出者等」とは、第6条第1項の規定による届出をした者及び第8条第1項の規定による届出をした者をいいます（第2条第9号・第10号・第11号）。

## 第五章 雑則

### (委任)

**第29条** (1) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 趣 旨

本条は、条例の施行に関して必要な事項を規則へ委任することについて定めるものです。

### 解 説

- 1 規則の施行に関して必要な事項の委任については、規則第39条で定めています。

### (委任)

**第39条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一章、第五条、第四章及び第二十九条並びに附則第七項の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 (1)この条例の施行の際現に特定大規模集客施設の新設について建築確認等に係る申請、届出その他の手続が行われている当該特定大規模集客施設（以下「許可手続中施設」という。）の新設については、第六条第一項の規定は、適用しない。
- 3 (2)許可手続中施設について、当該特定大規模集客施設の営業を開始した日における床面積又は店舗面積を超えて当該特定大規模集客施設の用途に供する部分の床面積又は店舗面積を増加させる場合（規則で定める場合を除く。）は、当該床面積又は店舗面積の増加を特定大規模集客施設の新設とみなす。
- 4 (3)この条例の施行の際現に存する特定大規模集客施設に対する第六条第六項の規定の適用については、「当該特定大規模集客施設の営業を開始した日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。
- 5 (4)この条例の施行の際現に特定大規模集客施設を設置している者が地域貢献活動計画を提出する場合については、第十八条第一項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して三月を経過した日に特定大規模集客施設を新設し、営業を開始するものとみなして、同項ただし書の規定を適用する。
- 6 (5)この条例の施行の際現に特定大規模集客施設を設置している者が地域貢献活動計画の実施状況について報告する場合における第二十一条の規定の適用については、同条第一項中「特定大規模集客施設の新設をする者にあつては、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日の属する事業年度を除く。」とあるのは、「条例の施行の日から起算して三月を経過した日の属する事業年度を除く。」とする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県特定大規模集客施設 立地誘導審議会の委員	出席一回につき一 一、六〇〇円	六級
----------------------------	-----------------	----

解 説

- 1 この条例の施行の時点において、建築確認等（第6条第3項）に係る申請、届出その他の手続が行われている特定大規模集客施設の新設については、第6条第1項の規定は適用されず、新設の届出の必要はありません。
- 2 附則第3項は、附則第2項の規定による許可手続中施設について、特定大規模集客施

設の床面積又は店舗面積を増加させる際に新設とみなされる場合について定めるものです。本項の規定により新設とみなされる場合、第6条第1項の規定による事前の届出が必要となります。

なお、「規則で定める場合」は、規則第38条で定めています。

**(条例附則第三項に規定する規則で定める場合)**

**第38条 条例附則第三項の規則で定める場合は、特定大規模集客施設の営業を開始した日における床面積の合計に一万平方メートル又は店舗面積の合計に六千平方メートルを加えた面積を超えない場合とする。**

よって、特定大規模集客施設の営業を開始した日における床面積の合計を一万平方メートル又は店舗面積の合計を六千平方メートルを超えて増加させる場合、新設とみなされ、第6条第1項の規定による事前の届出が必要となります。

- 3 附則第4項は、この条例の施行の時点で現に設置されている特定大規模集客施設に対する第6条第6項の規定の適用について定めるものです（P18参照）。
- 4 附則第5項は、この条例の施行の時点で現に設置されている特定大規模集客施設に対する第18条第1項の規定の適用について定めるものです（P40参照）。
- 5 附則第6項は、この条例の施行の時点で現に設置されている特定大規模集客施設に対する第21条の規定の適用について定めるものです（P44参照）。